

伝統工芸品産業新たな担い手確保支援業務委託企画提案審査要領

伝統工芸品産業新たな担い手確保支援業務委託のプロポーザル審査に関する事項を次に定める。

1 審査の対象となる事業者

審査は次の各号をすべて満たす事業者を対象に行う。

- (1) 別途定める「伝統工芸品産業新たな担い手確保支援業務委託企画提案募集要領」（以下「募集要領」という。）に規定する資格要件を満たす参加者
- (2) 募集要領に規定する期間内に、必要な書類のすべてを提出した参加者
- (3) 募集要領により適正に書類を作成した参加者

2 審査の項目及び点数

総合点数は審査員一人あたり60点とし、審査項目と審査項目ごとの配点は【別添2】企画提案評価基準のとおりとする。

3 審査委員会

参加者から提出された企画提案書の内容に基づき審査委員会を開催する。

- (1) 日時、場所
日時：令和7年5月上旬（予定）
場所：宮城県庁内 【様式1】参加申込書提出事業者に、日時場所共に別途お知らせする。

4 審査の方法

- (1) 審査委員会では、提出された企画提案書に基づき、評価基準について5人の審査員による審査を行う。審査員1人当たりの持ち点を60点とし、最高合格点を300点（60点×5人）とする。
なお、審査員のうち1人が24点以下の点数をつけた場合は審査の対象とせず、また、審査員5人の合計点180点以上を合格とし、合計点の最も上位の応募者を受託者候補として選定する。
- (2) また、合計点数が同一の場合は、経費見積が安価な者を上位とする。

5 審査の結果

- (1) 受託候補者には、選定決定通知を書面又は電子メールにて行う。
- (2) 受託候補者以外のプロポーザル参加者に対しては、非選定結果通知を書面又は電子メールにて行う。